

令和3年9月30日

保護者の皆様へ

愛知県立半田特別支援学校長

「緊急事態宣言」から「愛知県嚴重警戒措置」へ

この度、全国19都道府県に出されていた「緊急事態宣言」及び8県に出されていた「まん延防止等重点措置」がすべて解除されることとなりました。これを受けて愛知県では10月1日（金）から10月17日（日）まで県独自の「嚴重警戒宣言」を出して、引き続き感染防止対策を継続します。制限の緩和によるリバウンドを抑え込むためにも、引き続き「3密の回避」「手洗いの徹底」「咳エチケット」など、新しい生活様式に基づく行動の継続をお願いします。

本校においては、「愛知県嚴重警戒措置」を受けて以下のように教育活動を進めてまいります。御理解と御協力をよろしくお願いします。

1 学校運営の基本方針

「緊急事態宣言」解除後も「愛知県嚴重警戒措置」が実施されることに伴い、感染拡大の防止に向け、引き続き警戒を緩めず、学校教育活動を継続していく。

2 具体的な対応

(1) 「嚴重警戒措置」を受けての学校生活全般における対応

- ア 引き続き登校時と給食前、2回検温を行い、健康観察を徹底する。
- イ 「3密と大声の回避」「こまめな手洗い」「咳エチケット」を徹底するよう指導する。
- ウ 教室等の常時換気を実施する。なお、熱中症による健康被害が生じないように配慮する。
- エ 給食については、会話をしないで食べ、食後は速やかにマスクを着用するよう指導する。
- オ 引き続き食後の歯磨き指導を実施しない。（飛沫飛散防止）うがいも同様とする。
- カ 感染リスクの高い学習活動の再開については、慎重に検討を進める。

(2) 修学旅行等の校外行事への対応

行先の感染状況を確認し、感染防止対策を徹底した上で、適切に実施する。

(3) 部活動の対応

- ア 活動の開始時と終了時に生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行った上で実施する。（週休日における練習を再開する。）
- イ 生徒が密集する活動、近距離で接触したりする場面が多い活動について、感染状況に応じて、慎重に再開を検討する。（段階的に再開する。）

(4) その他

- ア 時差登校を通常の登校へ戻す。
 - イ 感染することが不安であるため、学校を休ませたいと保護者様から相談を受けた場合は、欠席扱いとしないなど柔軟に対応する。
 - ウ 引き続き発熱や風邪症状で早引きした場合は、早引きにかかる症状が消失してから24時間経過した後に登校していただく。欠席の場合も同様とする。
 - エ 御家族に発熱や風邪症状のある方がいる場合は、登校を控えていただく。
- 以上、御不明な点があれば、お気軽に御相談ください。